

募集

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集



問い合わせ 農業委員会事務局農地担当(産業振興課内) ☎989-2111

農業委員および農地利用最適化推進委員が令和5年1月16日で任期満了を迎えるため、新たに両委員を募集します。

農業委員

任期 令和5年1月17日～8年1月16日

役割 農地の権利移動等の許認可や農地転用許可に係る意見決定等の業務、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの業務

報酬 月額2万8,000円

対象 農業に関する識見があり、農業委員会の所掌に属する事項などに関しその職務を適切に行うことができる人

人数 14人(定数)

農地利用最適化推進委員

任期 令和5年2月1日～8年1月16日

役割 農業委員と連携し、担当区域内の遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動や担い手への農地集積などの農地利用最適化の推進活動

報酬 月額2万8,000円

対象 農地利用の最適化推進に熱意と識見があり、担当する区域内において推進活動のできる人

人数 6人(定数)

共通事項

応募方法 自薦または他薦(農業者等3人以上の連名による推薦または法人および団体推薦)で、所定の用紙に必要書類を添えて、郵送または直接担当へ

応募期間 8月15日(月)～9月20日(火)(必着)

※応募資格等の詳細は、お問い合わせください。

※所定の用紙は農業委員会事務局で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

お知らせ

農業経営者燃料等高騰対策支援給付金を支給します



申し込み・問い合わせ 産業振興課農政担当

コロナ禍において原油や原材料などの物価高騰の影響を受けている農業経営者に、燃料および肥料の購入費に対する支援をするため、給付金を支給します。

受付期限 10月31日(月)(消印有効)

対象 個人で農業経営を行っている農業経営者で、次のいずれかに該当する人

- ①令和4年1月1日において、市内に住所を有し、かつ令和3年中の農業収入が100万円以上ある人
- ②市が農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者として認定した農業経営者で、令和3年中の農業収入が100万円以上ある人
- ③市が平成29年度以降に農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者として認定した農業経営者またはこれに準ずる農業経営者として市長が認める人

給付金額

- 農業収入金額300万円未満……………5万円
- 農業収入金額300万円以上500万円未満…10万円
- 農業収入金額500万円以上……………15万円

申請方法 直接または郵送で担当へ

※申請に必要な様式等は、産業振興課にあるほか市ホームページからダウンロードできます。

